

こ成母第34号
令和5年6月30日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、平成26年5月30日厚生労働省発雇児0530第3号「母子保健衛生費の国庫補助について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区長を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業
 - (2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う性と健康の相談センター事業
 - (3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業
 - (4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業
 - (5) 市町村が行う産婦健康診査事業
 - (6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業
 - (7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業
 - (8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
 - (9) 令和元年台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業
 - (10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業
 - (11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業
 - ① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
- (2) 3のうち市町村が行う(4)の事業
 - ① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1

による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。
- (2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合
都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。
- なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

- 8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(10)及び(11)の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに

交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

- 9 こども家庭庁長官は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- (2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合 都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(10)及び(11)の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	こどもの 心の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり 1,458,000 円×実施月数	こどもの心の診療ネッ トワーク事業に必要な 報酬、給料及び職員手 当等（ただし会計年度 任用職員へ支給される ものに限る）並びに報 償費、共済費、旅費、 需用費（消耗品費、食 糧費及び印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、 広告料）、委託料、使 用料及び賃借料、備品 購入費	2分の1
	性と健康 の相談セ ンター事 業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 842,000 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 56,400 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任 の相談員を配置し、開設時間が週 40 時 間を超える時間は、当該 40 時間を超え る時間を 14 時間で除した数(小数点以 下四捨五入) を実施月数に乗ずること ができる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科受診等 支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 162,000 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000 円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000 円×助成件数 【委託の場合】（1 団体当たり） ① 運営費 322,400 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000 円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000 円×助成件数 (3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ① 運営費 176,100 円×実施月数	性と健康の相談センタ ー事業に必要な報酬、 給料及び職員手当等 （ただし会計年度任用 職員へ支給されるもの に限る）、報償費、共 済費、旅費、需用費（消 耗品費、食糧費、印刷 製本費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、 委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費、負 担金、補助及び交付金、 扶助費	2分の1

	<ul style="list-style-type: none"> ② SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額) ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数 <p>【委託の場合】 (1 団体当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営費 376,600 円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 56,400 円×実施月数 ③ SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額) ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数 <p>(4) 出生前遺伝学的検査加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営費 151,700 円×実施月数 ② 研修費 28,700 円×実施月数 <p>(5) HTLV-1 母子感染対策加算 1 都道府県あたり 1,685,000 円</p> <p>(6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 679,000 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 196,000 円×実施月数 		
不育症検査費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査 (次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査) (令和 4 年 12 月 1 日厚生労働省告示第 340 号) 検査費用の 7 割相当額 (千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000 円を上限とする。) × 実施件数 2 広報啓発費用 (事務費) 1 自治体当たり 2,781,000 円 	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る) 並びに報償費、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1
妊娠・出産包括支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村事業 (ただし、1 (2) 多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業) 1 産前・産後サポート事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援等 	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限	2 分の 1

1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分 (人)	単価(円)
2 万人未満	170,900
2 万人以上 5 万人未満	264,700
5 万人以上 10 万人未満	503,100
10 万人以上 30 万人未満	1,019,000
30 万人以上 70 万人未満	1,324,100
70 万人以上 150 万人未満	1,983,500
150 万人以上	2,745,700

(2) 多胎妊産婦等支援

①多胎ピアサポート事業

1 都道府県又は市町村当たり

208,200 円×実施月数

②多胎妊産婦等サポーター等事業

1 都道府県又は市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分 (人)	単価(円)
2 万人未満	161,600
2 万人以上 5 万人未満	222,000
5 万人以上 10 万人未満	403,400
10 万人以上 30 万人未満	443,700
30 万人以上 70 万人未満	463,800
70 万人以上 150 万人未満	645,200
150 万人以上	745,900

(3) 妊産婦等への育児用品等支援

1,700 円×実施件数

※多胎及び同一年度内に 2 回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。

(4) 出産や子育てに悩む父親支援

①運営費及び研修費

1 市町村当たり

154,800 円×実施月数

②ピアサポート事業

1 市町村当たり

59,000 円×実施月数

2 産後ケア事業

(1) デイサービス・アウトリーチ型

1 か所あたり 1,696,000 円×実施月数

(2) ショートステイ型

る)、並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費

	<p>1 か所あたり 2,474,700 円×実施月数</p> <p>※ 補助単価の基礎となる実施か所数は、(1)と(2)を合わせて6か所を上限とする。なお、(1)と(2)の両方を実施している場合であって、かつ、計7か所以上実施している場合の補助単価の適用は(2)を優先して差しつかえない。</p> <p>(3) 24時間365日受入体制整備加算 1か所あたり年額2,715,600円</p> <p>(4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり5,000円</p> <p>(5) (4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり2,500円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)</p> <p>※ (5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1市町村当たり3,240,000円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1市町村当たり7,560,000円 <p>4 子育て世代包括支援センター開設準備事業 1市町村当たり3,635,500円</p> <p>○都道府県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産包括支援推進事業 1都道府県当たり1,381,400円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1都道府県あたり338,000円 		
産婦健康 診査事業	5,000円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

<p>新生児聴覚検査体制整備事業</p>	<p>1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円</p> <p>2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円</p> <p>3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数</p>	<p>新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>2分の1</p>
<p>予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p>	<p>1 都道府県当たり 12,283,020 円</p>	<p>予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保管料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10</p>
<p>多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p>	<p>1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回(限度)</p>	<p>多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>2分の1</p>
<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>

	<p>1 令和元年台風第15号及び第19号</p> <p>① 相談支援等事業 556,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (都道府県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1</p>
	<p>2 令和2年7月豪雨</p> <p>① 相談支援等事業 556,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)並びに共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1</p>
<p>母子保健対策強化事業</p>	<p>○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1市町村当たり 6,043,000円</p> <p>○都道府県事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 I 母子保健事業等推進体制整備事業 1都道府県当たり 2,373,000円</p>	<p>母子保健対策強化事業(市町村事業)に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p>母子保健対策強化事業(都道府県事業)に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運</p>	<p>2分の1</p> <p>2分の1</p>

	<p>Ⅱ 各種健診等管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円</p>	<p>搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	
<p>低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p>	<p>10,000 円×助成件数</p>	<p>低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>2分の1</p>